

機関誌編集委員会規程

制定 1959年1月

改正 1969年1月 1980年10月 1988年4月

1996年3月 2001年8月 2005年11月

2007年8月 2009年8月

2022年3月 12日

第1条 本委員会は、本会の機関誌『教育学研究』の編集ならびに発行に関する事務を行う。

第2条 本委員会は、会員中より選ばれた下記の各号の委員をもって構成する。

①理事会の議を経て会長が委嘱する委員長（委嘱時の理事(法人理事)）1名。

②理事会の議を経て会長が委嘱する副委員長（委嘱時の学会理事）1名。

③委員長と副委員長が候補者を推薦し、理事会の協議と承認を経て会長が委嘱する委員14名以下。

第3条 第2条に定める委員の資格要件は、以下のうちいずれか一つ以上をみたすものとする。

①博士学位を所持するもの。

②学術的著書をもつもの。

③『教育学研究』等レフリー付き全国学会誌・国際学術誌を中心に、数編以上の論文をもつもの。

2 編集委員会に、目的に応じて小委員会をおくことができる。小委員会の目的・構成などについては別に定める。

第4条 第2条に定める委員全員の経歴と研究業績の概要を機関誌で全会員に公表する。

第5条 委員長・副委員長の任期は2年、委員の任期は2年とする。委員長・副委員長の重任は行わない（再任は可）。委員の重任は原則として行わない（再任は可）。

第6条 委員長・副委員長の交替は、新理事会発足後すみやかに行う。その他の委員は12月末に交替する。

第7条 委員長は、機関誌編集委員会を代表し、編集会議の議長となる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

第8条 第2条に定める委員は、論文審査その他の編集実務にあたる。

2 論文審査等において必要と認めるときは編集委員以外の会員に審査を委嘱することができる。

第9条 編集に関する規程は別に定める。

第10条 編集および頒布に関する予算および決算は、学会理事会および総会の承認を求めるものとする。

第11条 委員会の事務は、委員長の委嘱により、一般社団法人日本教育学会事務局員がこれを担当する。

第12条 本委員会の事務局は、一般社団法人日本教育学会事務局におく。

第13条 本規程の改正は、学会理事会がこれを行う。

附 則 本規程は、この法人設立時より施行する。